

周南公立大学会計事務支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南公立大学会計事務支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南公立大学会計事務支援業務

(2) 業務の目的 仕様書（別紙）のとおり

(3) 業務内容 仕様書（別紙）のとおり

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、本業務は地方独立行政法人会計基準への継続的な対応および決算体制の安定化を目的とするため、業務遂行状況が良好であると認められる場合に限り、**最長3年間**（令和11年3月31日まで）、単年度ごとに契約を更新できるものとする。

(5) 履行場所

山口県周南市学園台 843-4-2

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 3,931,435 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 公認会計士法に基づき設立された監査法人であること。

(2) 地方独立行政法人会計基準に精通し、公立大学法人への会計支援実績を有すること。

- (3) 公立大学法人周南公立大学契約事務に係る取引停止等の取り扱い要領に基づく取引停止措置を受けていない者。又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始のなされていない者であること。
- (9) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当しない者。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公告日
令和8年2月10日（火）
- ② 公告方法
本学公式ホームページ
- ③ 関係書類の入手方法
本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の本学ホームページからダウンロード可能です。また、総務部経理課でも配布します。
URL <http://shunan-u.ac.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 実績調書（様式3）

② 提出期限

令和8年2月19日（木）17時必着

③ 提出場所

公立大学法人周南公立大学 総務部経理課

〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

④ 提出方法

郵送又は持参を原則とするが、メールでの提出も可とする。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

5 質問の受付及び回答

（1）質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

（2）受付期間

令和8年2月10日（火）9時から令和8年2月17日（火）17時までとする。（ただし、受信確認は、9時から17時までとする。）

（3）提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

経理課 E-mail : keiri@shunan-u.ac.jp

電話番号 : 0834-28-1204

（4）回答方法

令和8年2月18日までにメールにて回答いたします。

6 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書（任意様式）

② 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること

（2）提出期限

令和8年3月2日（月）17時までとする。

（3）提出場所

公立大学法人周南公立大学 経理課
〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

- (4) 提出方法
郵送又は持参

- (5) 提出部数
提出部数は、5部（正本4部、副本1部）とします。

7 選定方法

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

日程 令和8年3月3日（火）から3月6日（金）のうち1日（予定）

- (2) 受託候補者の選定

- ① 評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、本学が設置する「周南公立大学会計事務支援業務プロポーザル評価委員会」が行います。

- ② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

- ③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

- ④ 選定結果

選定結果は、令和8年3月16日（月）以降、本学公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点
評価基準表（別紙）のとおり

9 プロポーザル実施スケジュール
本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年2月10日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和8年2月10日(火)から 令和8年2月17日(火)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	質疑受付以降随時
④ 参加表明書の提出期限	令和8年2月19日(木)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和8年2月20日(金)
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年3月2日(月)まで
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和8年3月3日(火)から6日(金)のうち、1日予定
⑧ 選定結果の通知	令和8年3月13日(金)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和8年3月13日(金)予定
⑩ 選定結果等の公表	令和8年3月16日(月)予定

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となります。本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南公立大学契約事務取扱規程（令和4年規程第14-4号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本学に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（本学からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式4）により、担当課へ届け出てください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、本学が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）及び公立大学法人周南公立大学が管理する公文書の開示に関する規程に基づき公開することができます。
 - ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。

⑪ 電子メール等の通信事故については、本学はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

担当部署 公立大学法人周南公立大学 総務部経理課 担当 中谷

電話番号 0834-28-1204

FAX 番号 0834-28-8790

E-mail keiri@shunan-u.ac.jp